

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年11月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

國民年金關係 0件

厚生年金保険關係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 0件

厚生年金保険關係 1件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

國民年金關係 0件

厚生年金保険關係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500266 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500066 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年3月16日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成3年3月16日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成3年3月16日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年3月16日から同年4月1日まで

私は、A社（勤務地はB社C営業所）に平成3年3月31日まで勤務し、会社の命令により、同年4月1日からD社（勤務地はA社E本社）に異動した。

しかし、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、平成3年3月16日と記録されているので、調査の上、同社における被保険者資格の喪失年月日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出されたD社発行の証明書、F社並びに複数の元同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は請求期間において、A社に継続して勤務し（平成3年4月1日にA社からD社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録において確認できる請求者のA社に係る平成3年2月の標準報酬月額の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、F社は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500324 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500064 号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（令和4年10月31日）及び取得年月日（令和5年1月1日）を取り消し、令和4年10月から同年12月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

令和4年10月1日から令和5年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年10月1日から令和5年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。令和4年10月から同年12月までの標準報酬月額については、20万円（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額）を28万円とする。

令和4年10月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和61年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和4年10月31日から令和5年1月1日まで

A社を令和5年10月31日に退職したが、厚生年金保険の記録では、令和4年10月31日に被保険者資格を喪失しており、被保険者期間が1年ほど短くなっていた。

その後、資格喪失年月日が令和5年11月1日に訂正されたが、請求期間は年金の給付に反映されない記録となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 A社から提出された令和4年分及び令和5年分の給与所得に対する源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）及び請求者から提出された令和4年10月分の給与支払明細書から判断すると、請求者が請求期間において、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、令和4年10月から同年12月までの標準報酬月額については、令和4年分及び令和5年分の源泉徴収簿等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除

額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和4年10月31日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に届け出た後、当該資格喪失年月日を令和5年11月1日に訂正する旨の届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、令和4年分の源泉徴収簿により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、令和4年10月から同年12月までの標準報酬月額については、令和4年分の源泉徴収簿により確認できる報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

ただし、令和4年10月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500350 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500065 号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 36 年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 37 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 令和 3 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

令和 5 年 1 月 24 日に訂正請求記録の対象者のA社における未払残業代の支払を求めて訴訟を提起したところ、令和 6 年 9 月 10 日に和解が成立し、同社から残業代が支払われた。

これに伴い、訂正請求記録の対象者のA社における、保険料徴収権に係る時効成立前の標準報酬月額の記録が訂正されることになったが、請求期間については訂正されていない。請求期間に係る給与明細書等資料を提出するので、調査の上、当該期間の年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、令和 6 年 9 月 10 日に訂正請求記録の対象者のA社における未払残業代支払に係る訴訟の和解が成立し、同社から残業代が支払われたことにより、保険料徴収権に係る時効成立前の期間のうち、令和 3 年 9 月 1 日以後の標準報酬月額の記録訂正是行われたが、請求期間については記録訂正が行われていない旨主張している。

しかしながら、日本年金機構B年金事務所は、訂正請求記録の対象者のA社における標準報酬月額の記録訂正を行うに当たり、請求期間について、固定的賃金の変動はなく、非固定的賃金である残業代が支払われたことによる報酬月額の変動であることから、標準報酬月額隨時改定の要件を満たさず、年金事務所段階において記録訂正することはできないとしているところ、請求者から提出された訂正請求記録の対象者のA社における令和 2 年 12 月分から令和 3 年 8 月分までの給与明細書において、固定的賃金であると判断できる基本給及び固定休日勤務給の額に変動があった事実は確認できない。

したがって、請求者が訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料について、当該保険料の徴収権に係る時効成立前に追加負担した事実はうかがえない。

また、日本年金機構が保管するA社が令和 2 年 6 月 23 日付けで提出した訂正請求記録の対象者の令和 2 年 7 月に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載された報酬月額、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の令和 2 年に係る給与及び賞与明細書、預金通帳により確認できる給与振込額、令和 3 年度給与所得等に係る住民税特別徴収税額の決定・変更通知書における給与収入額により推認できる令和 2 年の報酬月額からは、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る標準報酬月額（34 万円）を改定すべき事情を確認することはでき

ない。

さらに、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の請求期間に係る給与明細書、及び令和4年度給与所得等に係る住民税特別徴収税額の決定・変更通知書における社会保険料額控除額により確認できる、当該期間当時の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる訂正請求記録の対象者の当該期間の標準報酬月額（34万円）と同額である。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に見合う訂正請求記録の対象者に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の標準報酬月額を決定又は改定する期間において、その主張する標準報酬月額に基づく報酬月額が支給され、請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。